

第三章 意匠登録要件の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

意匠制度では、新しい意匠の創作を保護することを制度の趣旨としているため、意匠登録出願前に公然知られた意匠又はこれに類似する意匠等は意匠登録を受けられない旨（新規性）が意匠法第3条第1項に規定されている。

一方、先に出願された意匠が公報に掲載される前にその一部と同一又は類似の意匠（部分意匠又は部品の意匠）について出願した場合には、当該部分意匠又は部品の意匠の新規性が失われていない。しかしながら、このような場合も新しい意匠の創作をしたものとは認められないことから、意匠法第3条の2の規定により登録を受けられないこととしている。したがって、全体意匠と当該全体意匠の一部と同一又は類似する意匠とについて意匠登録を受けようとする場合には、全体意匠の出願日以前に当該部分意匠又は部品の意匠を出願することが必要であった。

(2) 改正の必要性

デザイン開発においては、先に製品全体の外観デザインが完成し、その後個々の構成部品の詳細のデザインが決定されて製品全体の詳細なデザインが完了するという開発実態がある。また、市場において成功した商品については、需要を喚起する独自性の高い創作部分が模倣の対象となりやすいとされる。

このため、独自性の高い自己の製品デザインの保護を強化するため、先に製品全体の意匠について出願し、それに遅れて、先の意匠の一部を部品或部分意匠として出願した場合でも、双方の意匠について意匠登録を受けられるようにする必要がある。

2. 改正の概要

先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠であっても、先願意匠の出願の日の翌日からその公報発行の日前までに同一出願人が出願した場合は、拒絶されないこととする。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第3条の2

(意匠登録の要件)

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

(1) 先願の出願人と後願の出願人が同一の者であること

従来の意匠法第3条の2の規定は、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠については、先願意匠に係る意匠公報が発行される前に出願された場合であっても、新しい意匠を創作したものとはいえず、このような意匠を保護すべ

第一部 意匠法の改正項目

きではないという趣旨によるものである。

今改正は、このような出願について、先願の出願人と後願の出願人が同一の者である場合には、登録を認めようとするものである。すなわち、後願意匠と同一又は類似の意匠が、先願意匠の一部として既に開示されたものであるとしても、同一出願人による場合には、それによって新たな意匠の創作であることを否定しないとするものである。

なお、本規定の趣旨は、先願意匠の一部をなす後願の意匠権成立による権利の錯綜を避けることにもあることから、同一の者が否かの判断は、可能な限り権利成立に近い時点である査定時に行うこととする。

(2) 秘密意匠の取扱い

従来制度においては、先願が秘密意匠を請求している場合、その秘密期間が満了するまでの間になされた後願は、意匠法第3条の2の規定により拒絶される。一方、今改正により、先願の出願人と同一の者の後願について本条の適用を除外し登録を認める場合、先願の秘密意匠請求期間中に出願されたものまでも許容すべきかが問題となる。仮にこれを認めた場合、秘密意匠の期間は最長3年であるため、長期間にわたる後日出願が可能となり、実質的に権利期間を延長することにもつながる懸念がある。また、秘密意匠の場合は、先願が長期にわたって秘密とされ、第三者に対する公示性を有しないことから、当該秘密期間において更に先願の一部の意匠に係る出願を許容した場合、他人の出願意匠や公知意匠との間で権利関係が抵触する蓋然性が高まることが懸念される。したがって、当該秘密期間に出願された後日出願は同一出願人による場合であっても、本条の規定により拒絶することとしている。